



北日本新聞九月四日の総合面の集団的自衛権の安保法案を最高裁判所長官 違憲と明言  
高岡第一高校二年 朝野 慎

最近ニ、下也新聞及び、集団的自衛権の行使を認めらるゝと憲法違反か否か子く  
報道さ北カいます。

私はこの問題は、憲法違反か否かと思  
います。理由は日本国憲法第九条の「威嚇又  
は武力の行使は、国際紛争を解決する手段と  
しては、永久にこれを放棄する」といふこと  
から反してゐると思ふからであります。

私たちは子々の頃から戦争を止めてはいけ  
ないと思ふべきです。さらには、テレビは  
わが戦争の悲愴さより多く目にしてあります。  
これは目にしてほとんど人の人は戦争を止ま  
うとは思われないと思ひます。だから、もし  
集団的自衛権の行使を認められ、自衛隊は戦  
地に行き入り、自衛隊は戦地に行き入り、思  
う人は減ると思ひます。そして、今自衛隊は所



属してゐる人を辞めたいかと思はれません。  
 どうも日本は他国から攻められると、  
 自国を十分に守ることができません。その時  
 日本は一般の国民を戦力に入れたいと自国を  
 守るべきかと思ひます。しかし私たちが  
 国民に聞きたいと思ふ人は少ないと思ひます。  
 これが強制的に、たとへば、平和を知ること  
 いる私たちが国民は、権利は主として主張し戦力に  
 加わらないと思ひます。

私は集団的自衛権の行使に、必ず反対が

あります。しかし、このことは、いけいと思ひます。  
 同諸国との問題などは解決できません。  
 したがって、まずは自衛隊の給料を上げ自衛隊員  
 の数を増やして、他国が攻めると最低限の  
 防衛が出来るようにしたいと思ひます。  
 と思ひます。そして、争うことはいけません。  
 身の話も含めて、物事を解決すべきかと思ひ  
 ます。

私がおもひますことは誰かが考えつくように  
 甘い考えがむしろありません。それに、このように



は考えおはう子くいかなんのため、集团的自衛  
権の行使と認めるといふ方向に至る、<sup>1)</sup>と思ひ  
ます。けれども、集团的自衛権の行使と認めら  
れ子いのか本当に考えおはれいと思ひます。